

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月5日

福島県会津若松建設事務所長 馬場 靖

工事（委託業務）番号	第26-41341-0012号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（舗装補修）
質 問 事 項	
<p>1 同種・類似工事 道路舗装補修工事ですが、公共下水道舗装復旧工事（舗装版切断・取壊し、アスファルト舗装）は評価の対象となりますか。ご教示願います。</p> <p>2 総合評価点評価基準における「同一市町村内工事实績の対象となる市町村」及び「入札参加者の所在地」について 総合評価点評価基準において、「同一市町村内工事实績の対象となる市町村」が大沼郡金山町のみとされていますが、本工事における工事実施箇所には金山町のほかに三島町も含まれており、三島町での工事实績も対象になると考えてよろしいでしょうか。 また、同じ理由により「入札参加者の所在地」についても、「同一市町村内」には金山町のほか三島町も含まれると考えるとよろしいでしょうか。</p> <p>3 kinnuki002/003/004の「施工 第0-0006号表」（貨物自動車による運搬費）において、「被運搬建設機械の運搬中賃料又は損料」が0.000 供用日という数量になっている一方で、積算条件には「運搬中の賃料（損料）あり」と記載されています。数量と条件のどちらを採用すれば良いか、ご教示ください。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 車道と同等の舗装構成で、公共工事として発注された工事に限り評価の対象となります。 なお、総合評価方式に関するQ&A（福島県総務部入札監理課HP）をご確認ください。</p> <p>2 お見込みのとおりです。 なお、「同一市町村内工事实績の対象となる市町村」については、訂正公告を掲載しましたのでご確認ください。</p> <p>3 運搬に要する日数を土木工事標準積算基準に基づき積算しています。土木工事標準積算基準【I】I-2-②-13をご確認いただき、数量と条件をそれぞれ採用してください。</p>	